

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

経産第104号

昭和37年4月18日

口 上 書

外務省は、在本邦大韓民国代表部に敬意を表するとともに、1961年4月22日に東京で署名された日本国と大韓民国との間の貿易のための金融協定に関する交換書簡の第1項及び第3項の規定に言及し、日本国政府は、日本国・韓国オープン勘定にある日本国の貸越純残高の決済、並びに両国間の貿易に関して現金決済を実施するため前記の金融協定を終了させることを目的として、1962年5月のできる限り早い時期に、東京で大韓民国政府と交渉を開始することを提案する旨申し述べる光栄を有する。

外務省は、大韓民国代表部が、大韓民国政府に都合のよい前記交渉のための時期を通報されれば幸いである。